

令和6年8月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 結ホール 令和6年8月23日(金)
午前9時00分～

2. 出席者：
農業委員(12名)

野村会長 村山委員 皆吉委員 山田(兼)委員 榮委員 東委員 今井委員
山田(定)委員 三島委員 松田委員 大里委員 大福委員

欠席者

加納委員 川畑委員

推進委員(9名)

山田(隆)委員 早川委員 田浦委員 川間委員 久富委員 里村委員 亘委員 平委員
前田委員

3. 議事日程

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 議事

議案第24号 農地法第3条の規定による許可について

議案第25号 農用地利用集積計画(基盤法)の作成について

議案第26号 農用地利用集積等促進計画(中間法)の作成について

議案第27号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について

議案第28号 農地のあっせん申出の取下げについて

4. 報告

(1) 合意解約に関する報告について

5. その他

③次期総会について

日時：令和6年9月20日(金)午前9時～

場所：和泊町役場(結ホール)

議案提出締切日：9月12日(木)午後5時

議案発送日：9月17日(火)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先田 資秀 事務局係長 名越 美希

事務局主査 先山 照子

制作者 逆瀬川 恵

○先田局長

おはようございます。時間になりましたので始めさせていただきます。
まず初めに、亘委員の方から農業者年金での報告があります。お願いします。

○亘委員

おはようございます。先月7月3日に鹿児島県で令和6年度農業者年金加入推進特別研修会というのに川畑委員と事務局の先山主査の3人で参加しました。

そちらの方で、先日もお伝えしたように令和5年度の農業者年金加入推進活動の実績が全国で2位、県の方で1位を2つ表彰を受けて参りました。

その他、農業者年金とNISAの違いを詳しく教わりました。こちら、皆さんに周知していきたいと思います。

そして今回表彰を受けたことで若者への推進に関する発表をして参りました。そちらにあたっては事務局にバックアップしていただいて、私は読んだだけという感じでしたけれども。去年の8月各字の農業委員に対象者名簿をお渡しして、この中から1名の方に声掛けしていただき、その後興味がある方に私たち推進委員が詳しい話をします。このような対応が結果に繋がったということで、発表いたしました。

今年もお願いしたいという事で、手元の名簿の方からお1人で結構ですので必ず行ける方を伺っていただいて。そうしたらこちらのタオルが年金の今年の推進グッズになっていますのでこちらのピンクのパンフレットを持って行っていただきたいです。一緒にある農業新聞のグッズは使っていただいてもいいですし、お渡ししていただいてもいいですし、自由に使って下さい。

今年もご協力をお願いします。以上で報告は終わります。

○野村会長

はい。

議案に対して質問があります。最初の〇〇氏の件は7月に話をしたものと同じではないですか。

○名越係長

はい。こちらの〇〇氏の土地は共有名義でした。最初伺った時は1人だと聞いたのですが調べたら共有名義でして、1日開始が間に合わなかったのがこのようになりました。

今既に畑を使っているということだったので、長くかかるよりはこの方がいいだろうという事でこのような形にしました。

○先田局長

よろしいでしょうか。それでは改めまして、おはようございます。

本日の出席委員人数は12名で定足数に達しておりますので今回の総会は成立します。それではただいまより、令和6年8月期和泊町農業委員会定例会を開催します。会長から挨拶をお願いします。

○野村会長

先月の25日、町内の農業振興会議に参加しました。そして27日から30日にかけて名瀬の方で奄美群島サトウキビ価格対策協議会に出席しました。その中で糖度16点以上になるものもあり、そのおかげで手取りが上がったそうです。

最後に8月初めのまつりとパレード大変ご苦労様でした。

以上で終わります。

○先田局長

ありがとうございます。

それでは和泊町農業委員会総会会議規則第5条により、議長は会長が進めることとなっておりますので、お願いいたします。

○野村会長

それでは進めて行こうと思います。

議事録署名員は大里委員、松田委員、私です。よろしいですか。

それでは議案に参ります。

議案の24号、農地法第3条の規定による許可について。農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、次のとおり審議を求めます。

○先田局長

議案第24号申請番号1番、所有権の移転になります。土地の所在が喜美留、笠瀬当、〇〇、畑、農振農用地、面積が2,488㎡、他5筆、合計6筆。全面積が12,003㎡になります。渡し人が〇〇氏、受人が〇〇氏、甥への贈与になります。調査委員が大里委員と久富委員です。

以上の件は農地法第3条第1項各号に該当しないと思われるため、許可要件をすべて満たしていると思われます。審議をお願いします。

○野村会長

大里委員か久富委員、何かありますか。

○大里委員

問題は無いと思います。

よろしくをお願いします。

○野村会長

はい。久富委員はないですか。

○久富委員

何もないです。

○野村会長

それでは採決したいと思います。賛成の方は手を上げてください。

(全員挙手)

○野村会長

はい。全員賛成です。それでは次に行きます。

議案第25号農用地利用集積計画（基盤法）の作成について。農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので、次のとおり審議を求めます。

26号までお願いします。

○名越係長

では、4ページをお願いします。貸借権設定についてです。

申請番号1番。瀬名、道寄〇〇、畑、面積が1,199㎡。こちらは新規の賃貸借契約になりまして、渡し人が〇〇氏。〇〇氏は亡くなられていますので契約者は共有名義の代表である〇〇氏です。受人は内城の〇〇氏です。契約開始が令和6年8月23日からの6年間になります。

続いて申請番号2番。玉城、長竿〇〇、畑、面積が1,476㎡です。こちらは新規の賃貸借契約になりまして、渡人が玉城の〇〇氏です。亡くなられていますので、代表で奥様が契約されました。受人は玉城の〇〇氏です。契約開始は令和6年9月1日から3年間になります。

申請番号3番、喜美留、宇竿〇〇、畑、面積が1,924㎡、他2筆、合計3筆。全面積6,813㎡。こちらは新規の賃貸借契約で、喜美留の〇〇氏と喜美留の〇〇氏との契約です。契約開始は令和6年11月1日から5年半年の契約です。

続いて申請番号4番。手々知名、アムル〇〇、畑、面積5,618㎡。他6筆、合計7筆。全面

積 15,716 m²。こちらは新規の使用貸借の契約で親から、子供への契約になります。契約は令和6年9月1日から10年間になります。

続いて、申請番号5番。大城、洲田〇〇、畑、面積が930 m²です。こちらは更新の賃貸借契約になりまして、内城の〇〇氏と玉城の〇〇氏との契約です。契約期間は令和6年9月1日からの10年間になります。

続いて申請番号6番。手々知名、田仁〇〇、畑、面積2,738 m²。こちらは更新の賃貸借契約です。始良市の〇〇氏から手々知名の〇〇氏との契約です。契約期間は令和6年9月1日からの5年間になります。

議案第26号も続けます。こちらは公社の契約になります。

申請番号1番。永嶺、加辺留〇〇、畑、面積が2,026 m²、他1筆、合計2筆。全面積が4,739 m²です。こちらは新規の賃貸借契約になりまして、後蘭の〇〇氏から永嶺の〇〇氏への契約です。契約期間は令和6年11月1日からの10年間になります。この契約は所有者が亡くなられていますので、未相続農地として、代表で娘さんが契約者となっております。

申請番号2番。永嶺、白間屋敷〇〇、畑、面積2,068 m²、他3筆、合計4筆。全面積が10,441 m²になります。こちらは新規の賃貸借契約になりまして、永嶺の〇〇氏から、永嶺の〇〇氏の契約になります。契約期間は令和6年11月1日からの6年間になります。

申請番号3番。国頭、安座〇〇、畑、面積1,922 m²。新規の賃貸借契約となりまして、国頭の〇〇氏から国頭の〇〇氏への契約です。契約期間は令和6年11月1日からの5年間になります。

続いて申請番号4番。国頭、砂葉〇〇、畑、面積3,520 m²、他4筆、合計5筆。全面積14,028 m²。こちらは新規の賃貸借契約になりまして、国頭の〇〇氏は亡くなられていますので相続人代表で息子が契約者となっております。

続いて、申請番号5番。後蘭、西袋〇〇、畑、面積961 m²、他1筆、合計2筆。全面積2,977 m²。こちらは更新の賃貸借契約になりまして、瀬名の〇〇氏から永嶺の〇〇氏です。契約期間は令和6年12月1日から6年間になります。

続いて、申請番号6番。国頭、名間川〇〇、畑、面積2,959 m²。こちらも更新の賃貸借契約になりまして、和泊の〇〇氏から〇〇氏の契約になります。契約期間が令和6年12月1日からの6年間です。

続いて申請番号7番ですが、申請番号7番の方が今回保留にして欲しいということですので、今回申請番号7番は保留でお願いします。

申請番号8番からは後蘭の契約が続きますが、こちら集積協力金交付事業の関係になりますので、全面積の紹介をして説明を省略していきたくと思います。

申請番号8番。後蘭、西袋〇〇、畑、全面積が1,829 m²。AtoAでの契約です。

続いて申請番号9番。後蘭、西袋〇〇、畑、全面積が1,089 m²。こちらもAtoAの契約になります。

続いて申請番号10番。国頭、手附〇〇、畑、面積が3,391 m²、他1筆、合計2筆。全面積が3,580 m²です。こちらは新規の賃貸借契約になりまして、大阪枚方市にお住まいの〇〇氏から国頭の〇〇氏への契約になります。契約期間は令和6年11月1日からの10年間になります。

申請番号は11番。永嶺、大窪〇〇、畑、面積7,594 m²。こちらは新規の賃貸借契約になりまして、永嶺の〇〇氏から永嶺の〇〇氏への契約になります。契約期間が令和6年12月1日からの10年間。

続いて申請番号12番。後蘭、西袋〇〇、畑、面積1,793 m²です。AtoAでの契約です。

申請番号13番。後蘭、時田〇〇、畑、全面積が7,462 m²。こちらもAtoAの契約です。

申請番号14番。国頭、名間川〇〇、畑、面積が2,334 m²。こちらは更新の賃貸借契約です。神戸市におられる〇〇氏から〇〇氏の契約です。契約期間は令和6年12月1日からの6年間です。

申請番号15番。後蘭、時田〇〇、畑、面積1,096 m²。こちら新規の賃貸借契約になります。

申請番号16番。国頭、芭蕉俣〇〇、畑、面積2,568 m²。他1筆、合計2筆。全面積4,385 m²です。こちらは新規の賃貸借契約になります。国頭の〇〇氏は亡くなられていますので契約は奥様がされています。受人が国頭〇〇氏です。契約開始が令和6年11月1日からの6年になります。

申請番号17番から27番までは全て後蘭の集積協力金関係になります。

申請番号 17 番。後蘭，上野俣〇〇，畑，全面積 20,718 m²です。こちらは〇〇氏の AtoA です。

続いて申請番号 18 番。後蘭，真佐屋〇〇，畑，全面積 2,103 m²です。こちらは夫婦での使用貸借です。

申請番号 19 番。後蘭，上野俣〇〇，畑，全面積 12,152 m²。AtoAの契約になります。

申請番号 20 番。後蘭，上野俣〇〇，畑，全面積が 7,684 m²。AtoAの契約です。

申請番号 21 番。後蘭，時田〇〇，畑，面積が 430 m²です。こちらは夫婦での契約です。

続いて申請番号 22 番。後蘭，時田〇〇，畑，全面積が 2,919 m²です。AtoAの契約です。

申請番号 23 番。後蘭，時田〇〇，畑，面積が 2,077 m²です。AtoAの契約です。

申請番号 24 番。後蘭，時田〇〇，畑，面積 987 m²。こちら根折の〇〇氏は亡くなられていますので，息子さんが契約して使うとの事で，AtoAの契約です。

申請番号 25 番。後蘭，時田〇〇，畑，面積が 2,954 m²です。こちらは所有者〇〇氏，受人が〇〇氏になります。こちら集積協力金関係です。

申請番号 26 番。後蘭，時田〇〇，畑，全面積 6,813 m²です。AtoAの契約です。

申請番号 27 番。後蘭，時田〇〇，畑，全面積が 4,193 m²。こちらは新規の賃貸借契約になります。

○野村会長

よろしいですか。それでは最初に戻ります。

1 番。

○平委員

はい。〇〇氏ですがお亡くなりになって，息子さんの方から連絡を受けて次は自分が契約者になって受け手の方に畑を貸したいとの事でした。

○野村会長

2 番。榮委員。

○榮委員

はい。〇〇氏のハーベスターのオペレーターだったという事で，〇〇氏が畑を借りました。

○野村会長

3 番。大里委員。

○大里委員

この畑は，元々〇〇氏の弟が使っていて，その方が病気になりまして畑ができないということで半年程使われておらず，それを〇〇氏が喜美留で畑を借りたいということで，圃場を見に行ったところ，丁度〇〇氏も来ていただいて，考えている圃場が他にもあるということで，2人で畑をみて，お互いに合意の上で契約されました。以上です。

○野村会長

4 番。

○今井委員

〇〇氏と〇〇氏は親子関係で〇〇氏は長男がいらっしゃったのですが，体を悪くしてしまって経営移譲の関係で誰かと契約をしなくてはいけないということで〇〇氏と契約をしました。

○野村会長

次，1 番。前耕作者との話し合いで決定されました。その際にみなしでされていたのを今回で契約をするということでした。その次の 2 番，2 番は〇〇氏が縮小したいという事で今回契約いたしました。以上です。

3番, 東委員。

○東委員

〇〇氏の畑の隣に〇〇氏の畑があるのですが, この畑を通っていかないと畑に行けない。前耕作者は, 〇〇氏ととても仲良くして通ってもいいと言われていましたが。今回返すことになったので, 〇〇氏に, ここ借りませんかとお話があったようです。それで, 〇〇氏の方も〇〇氏に貸していいとのことでしたので, 契約に至りました。

続けて4番ですね, 以前はお父さんの〇〇氏が借りていたところを, 今度は息子さんが借りることで契約成立しています。

○野村会長

10番。

○東委員

はい。〇〇氏からは, 貸しのあっせんが出ていて, 耕作者の方も, 借りのあっせんが出ていたので, 紹介して契約することになりました。

○野村会長

11番。私ですね。みなしの解消です。

15番。

○亘委員

お2人の祖母が親戚です。〇〇氏が年齢的に農業を出来ないとのことで〇〇氏に使って欲しいと相談したところ〇〇氏が了承し今回契約になりました。

○名越係長

こちらですが先日所有者の方から連絡が来ていまして, 集積協力金に参加するとの事でした。

○東委員

16番ですけども, みなしの解消になります。

○野村会長

後は集積関係です。はい。以上ですけど, 質問ありますか。なければ一括で採決をしたいと思えます。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

次に行きます。議案第27号, 農地のあっせん申出及び受理の選任について。農地移動適正化あっせん事業実施要領第9に基づくあっせん申出があったので, 別紙の通り提出する。併せてあっせん委員の選任を求める。

説明をお願いします。

○名越係長

はい。

今回は借りたいのあっせんのみです。

整理番号1番。国頭, 西原, 喜美留でそれぞれ3,000㎡です。申出者は国頭の〇〇氏で希望価格は相場をお願いしますとのことでした。

2番。国頭, 西原, 喜美留, それぞれ5,000㎡を希望されております。申出者は国頭の〇〇氏です。希望価格は相場です。

3番。畦布, 出花, 根折, 和, 伊延でそれぞれ3,000㎡です。申出者は, 手々知名の〇〇氏です。希望価格が〇〇円から〇〇円との事です。

4番。国頭，出花，喜美留，皆川，谷山でそれぞれ10,000㎡。申出者は出花の〇〇氏で希望価格は相場です。

○野村会長

それではあっせん委員を指名します。希望する集落の方々。お願いします。あっせん価格は、畑が見つかったから話を進めましょうか。

2番。あっせん委員は国頭，西原，喜美留お願いしますここも畑が決まり次第相談してください。

次3番。あっせん委員は希望された集落の方々でお願いします。こちらも畑が決まっていないので決まってから価格を相談してください。

4番。こちらも希望された集落の方々をお願いします。畑が決まり次第価格の設定をお願いします。

それぞれ頑張ってくださいと思います。次にいきます。

議案第28号。農地のあっせん申出の取り下げについて。令和6年7月22日付けで、売りあっせん申出をした農用地について、取下げ申請ありましたので、審議を求める。

○名越係長

整理番号1番。土地の所在が国頭，名間川〇〇，宅地とありますが現況は畑です。面積が290.69㎡，他1筆，合計2筆。全面積が1,810㎡です。申出者は〇〇氏でした。取り下げの理由は、場所違いのためということです。

○野村会長

何か質問ありますか。なければこれで終わろうと思います。

次期総会は9月20日結ホールで行います。議案締切りが9月12日。議案発送が9月17日です。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する

令和6年 月 日

会 長 _____.

署名委員 _____.

署名委員 _____.